（様式５）

最終更新日：令和8年11月11日

一般社団法人日本パラクライミング協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）「パラクライミング中期計画2026-2028」を2025年12月に策定している。 （2）現在、「パラクライミング中期計画2026-2028」は当協会HPにて公表していない。 「パラクライミング中期計画2027-2030」を策定し、2027年3月までに当協会HPへ公表する。 （3）計画策定にあたり、理事の意見を収集しまとめた。改訂にあたっては理事以外からも広く意見を集め、中・長期目標の改訂を進める。	1.パラクライミング中期計画2026-2028
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）現在、当協会では組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画については、「パラクライミング中期計画2026-2028」でも触れているが、具体的な方針は設定していない。したがって、2027年2月までに策定する。 （2）上記の通り、具体的な方針を定め、2027年3月までに当協会HPにて公表する。 （3）方針を定める際は、理事以外からも広く意見を募る予定。	1.パラクライミング中期計画2026-2028

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）現在、当協会では財務の健全性確保に関する計画を策定していない。 （2）2027年2月までに各種規定（予算管理規定、予算執行管理に関する運用規律など）を策定し、財務の健全性確保に関する計画の整備に努める。 （3）上述のとおり、規定及び計画を策定し、2027年3月までに当協会HPにて公表する。 （4）策定段階において、理事以外からも広く意見を募る予定。	なし
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）現在、当協会では役員選考規定を策定していない。 （2）2027年3月までに役員選考規程を策定する （3）策定段階において、外部理事の目標割合（25％以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定する。 （4）女性理事の現在の割合は14％となっている。目標達成のために、今後は各委員会の発足を図り、委員会に、外部理事や女性を積極的に登用し、教育、訓練することで、理事として育てるようにしていく。	2.役員名簿

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	（1）当協会は一般社団法人で評議員会を置いていないため、この項目は該当しない。	該当なし
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）現在、当協会ではアスリート委員会を設置していない。任意の選手が取りまとめを行なっている選手会（2024年4月から）があり、その意見を聴取し、理事会に反映している。 （2）2027年3月までにアスリート委員会規定を策定する。 （3）2026年は選手会に対し、アスリート委員会設置の打診を行った。可能な限り2027年3月までの設置を目指すが、2027年4月以降となる可能性もある。 (4)アスリート委員会を発足した場合は、女性メンバーも参加し男女比のバランスを考慮する。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（1）定款の18条で2名以上-10名以内と規定されており、現在の理事は6名であり、実効性に問題はなく適正な規模となっている。	2.役員名簿 3.定款
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1)現在、当協会では理事の就任時の年齢に制限を設けていない。 (2)上記の通り役員選考規定を策定する際に、理事の就任時の年齢について、制限を設定する。	なし
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1)現在、当協会では理事の再任回数に制限を設けていない。 (2)上記の通り役員選考規程を策定する際に、原則として再任期間が連続10年を超えないことを規定内に定める。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1)現在、当協会では諮問委員会として、役員選考規程に基づく役員候補者選考委員会を設置していない。 (2)上記の通り役員選考規定を策定後、諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置することを目標としているが、構成員に配置するための有識者について候補者を検討段階であり、2027年4月以降の設置となる可能性がある。	なし

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1)現在、当協会では登録選手規定・細則を策定している。 (2)現在、各種規定（倫理規程、会員規程、加盟団体規程、就業規則など）の策定ができていない。2027年3月までに策定する	4.登録選手規程・細則
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（1） 定款を整備している （2）組織管理運営規程、総会規程、理事会規程、会計処理規程について、2027年中に策定する。	
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（1）現在、当協会では業務に関する規程を策定していない。 （2）組織管理規程、個人情報保護及び取扱規程、外部委託管理規程、文書処理規程について、2027年中に策定する。	
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（1）現在、当協会では役職員の報酬等に関する規程を策定していない。 （2）2027年3月までに各種規程（役員の報酬等に関する規程、就業規則、給与規程、退職手当支給に関する規程、旅費規程など）を策定する	
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（1）現在、当協会では財産に関する規程を策定していない。 （2）2027年3月までに各種規定（会計処理規程、予算管理規程、予算執行管理に関する運用規律）を策定する。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）現在、当協会では財政的基盤を整えるための規程を策定していない。 （2）2027年3月までに各種規程（会計処理規程、予算管理規程、予算執行管理に関する運用規律、契約審査会規程、資金管理規程など）を策定する。 （3）スポンサーにつては、外部機関と業務提供を結んでおり、2026年も3社と継続的にスポンサー契約を結べている。	
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（1）代表選手の公平かつ合理的な選考については「2026年度パラクライミング日本代表選手選考基準」並びに「選手登録規程・細則」で選手の権利保護、肖像権に関する規程を整備している。 （2）選手の登録並びに権利保護については選手登録規程・細則を整備している。 （3）選考方法に関する定めは、強化委員会が案を作成し、理事会の決議によって決している。	5.2026年度パラクライミング日本代表選考基準 4.選手登録規程・細則 6.パラクライミング日本代表チームに関わる規程 7.スポーツクライミング日本代表チームのユニフォーム等運用内規
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1)審判員の選考に関しては、スポーツクライミングのNF団体であるJMSCAの規定に則り選考している （2）2026年11月よりJPCA理事がJMSCAの技術委員会の委員として所属することとなり、協力体制の強化を測っている	8.スポーツクライミング競技審判規程・細則(JMSCA)
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1)現在、当協会では弁護士に相談できる体制は確保できていない。 (2)現在、当協会では公認会計士、司法書士等の専門家に相談や問い合わせをできる体制を確保している。 (3)2027年度は法律相談の可能な体制を整え、役職員は潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有すために必要な教育を受けられる体制を整える。	なし

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1)現在、当協会ではコンプライアンス委員会を設置していない。 (2)2027年度はコンプライアンス委員会を設置し、運営できるよう、あらゆるステークホルダーとの情報交換の中で人材を発掘する。	なし

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1)コンプライアンス委員会を設置する際、少なくとも弁護士を1名配置するように努める	なし
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）2027年3月までに一度実施予定。内容については、JMSCAへ協力打診予定。	なし

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育については、2027年3月までの実施に向け、現在JMSCA担当者へ協力打診中。 （2）2027年3月までに2027年度日本代表選手に対しアンチドーピング研修を実施予定。 2026年11月末に開催される日本選手権において、2027年度代表選手選考予定。コンプライアンス教育については、代表選手を対象に実施予定。	なし
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）審判員の選考に関しては、スポーツクライミングのNF団体であるJMSCAの規定に則り選考している （2）審判員・ルートセッターに対しては、JMSCAが技術委員会総会、ブロック別研修会でコンプライアンス教育を行っている。 2023年11,12月,2024年1,2,3月、2025年11,12月,2026年1,2月に実施済。2026年12月（2回),2027年1月に予定。（JMSCAスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明参照）	なし
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（1）現在、当協会では法律の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築できていない。 （2）2027年度は法律相談の可能な体制を整え、日常的にサポートが受けられる体制を構築する （3）財務・経理に関しては外部機関と業務提携を結んでいる	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1)経費使用及び財産管理については、外部機関と業務提携を結び、公正な会計原則を遵守している	
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1)法定備置書類を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を備えている。 予算・財務報告（貸借対照表、正味財産増減計算書）を本協会の下記HPで公開している https://www.jpca-climbing.org/about/#association	9.決算報告書

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1)選手選考基準は随時HPに掲載している。本協会の下記HPに公開している。 https://www.jpca-climbing.org/for-players/jpnat/selection-criteria/590/	5.2026年度パラクライミング日本代表選考基準
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1)ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を本協会の下記HPで開示している。	10.JPCA/GC（ガバナンスコード）適合性自己説明
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1)現在、当協会は倫理規程を策定していない。 (2)2027年2月までに倫理規程を策定し、利益相反取引に関することを適切に管理する	なし

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	(1)2027年3月までにに利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理する。	なし
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1)スポーツクライミングのNFであるJMSCAが暴力行為等相談窓口を設けている。 (2)2027年よりJMSCAの暴力行為等相談窓口を活用できるよう協力打診予定。 (3)パラクライミングに関するものはJPCAにて対応を予定。	なし

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（1）スポーツクライミングのNFであるJMSCAが暴力行為等相談窓口を設けている。 （2）2027年より当協会でもJMSCAの暴力行為等相談窓口を活用できるよう協力打診予定。その窓口には有識者が配置されている。	なし

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	(1)現在、当協会では倫理規程及び処分規程を策定していない。 (2)2027年3月までに各種規程（倫理規程、処分規程）を策定する。	なし
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	同上	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1)2027年3月までに処分規定を策定し、自動応諾条項の定めを設ける。	なし
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1)処分規定を策定する際、処分における書面通知において、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨明記する。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1)2027年にガバナンス委員会を設置する際、弁護士委員を含むよう構成する。 (2)また、裁定審査会を設置し、事実調査等を行う体制を構築する。 (3)危機管理マニュアルについても併せて検討する。	なし
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	（1）不祥事事案は発生していない。	なし

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	（1）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置したことはない。	なし
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）現在当協会に地方組織は存在しない。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）現在当協会に地方組織は存在しない。	